

■「エポスオーナーカード（ビジネス）規約」新旧対照表（2024年10月1日改訂）

改訂前	改訂後
第6条（継続的利用代金等のお支払い） 〔1〕 通信サービス料金やその他継続的に発生するサービスの 事業提供者（以下「継続的サービス事業提供者」という）との契約で料金の継続的なお支払いにカードの利用を希望される場合、継続的サービス事業提供者を通じた申し出を当社が承諾すると、当社は会員に代わって料金を継続的サービス事業提供者に支払い、会員は第7条によりお支払いいただきます。なお、お支払方法は1回払いとなります。	第6条（継続的利用代金等のお支払い） 〔1〕 通信サービス料金やその他継続的に発生するサービスの事業提供者並びに当社が認めた事業者（本条において「継続的サービス事業提供者等」という）との契約で料金の継続的なお支払いにカードの利用を希望される場合、継続的サービス事業提供者等を通じた申し出を当社が承諾すると、当社は会員に代わって料金を継続的サービス事業提供者等に支払い、会員は第7条により当社にお支払いをしていただきます。
第6条（継続的利用代金等のお支払い） 〔2〕 カードでのお支払いを中止される場合、カードの再発行等によりカード番号が変更となった場合、あるいはカードの更新により有効期限が変更となった場合等、継続的サービス事業提供者と会員の契約上変更手続きが必要となるときは、会員自身が継続的サービス事業提供者に対して手続きするものとします。	第6条（継続的利用代金等のお支払い） 〔2〕 カードでのお支払いを中止される場合、カードの再発行等によりカード番号が変更となった場合、あるいはカードの更新により有効期限が変更となった場合等、継続的サービス事業提供者等の定めるところにより、会員自身が継続的サービス事業提供者等に対してお支払い方法の変更の手続きを行うものとします。
第6条（継続的利用代金等のお支払い） 〔3〕 会員が〔2〕の手続きを行わないために、会員の退会後等において継続的サービス事業提供者の請求に基づき当社が支払いを行ったときには、会員は、そのご利用代金を当社に支払うものとします。	第6条（継続的利用代金等のお支払い） 〔3〕 会員が〔2〕の手続きを行わないために、会員の退会後等において継続的サービス事業提供者等の請求に基づき当社が支払いを行ったときには、会員は、そのご利用代金を当社に支払うものとします。
第6条（継続的利用代金等のお支払い） 〔4〕 カードが解約または利用停止となった場合は、当社は継続的サービス事業提供者に対する料金の支払いを中止できます。この場合に会員と継続的サービス事業提供者との契約が解約となっても、当社は何ら責任を負わないものとします。なお、会員が契約の継続を希望される場合は、会員自身が継続的サービス事業提供者に対して手続きするものとします。	第6条（継続的利用代金等のお支払い） 〔4〕 カードが解約または利用停止となった場合は、当社は継続的サービス事業提供者等に対する料金の支払いを中止できます。この場合に会員と継続的サービス事業提供者等との契約が解約となっても、当社は何ら責任を負わないものとします。なお、会員が契約の継続を希望される場合は、会員自身が継続的サービス事業提供者等に対してお支払い方法の変更の手続きを行うものとします。
第6条（継続的利用代金等のお支払い） 〔5〕 当社は、会員が適切にカードを継続的に利用できるようにする目的で、継続的サービス事業提供者並びに当社が認めた事業者に対して、十分な安全管理措置を講じたうえで、カード番号・有効期限等の変更情報等を通知することがあり、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。	第6条（継続的利用代金等のお支払い） 〔5〕 当社は、会員が適切にカードを継続的に利用できるようにする目的で、継続的サービス事業提供者等に対して、十分な安全管理措置を講じたうえで、カード番号・有効期限等の変更情報等を通知することがあり、会員はこれをあらかじめ承諾するものとします。

改定前	改定後
第7条（カード利用代金等のお支払い） 〔2〕会員にはご利用の都度、以下のリボルビング払い、分割払い、1回払い、2回払い、またはボーナス一括払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、一部の加盟店では本条の支払方法・取扱期間が一部制限される場合があります。なお、お支払方法のご指定がない場合には1回払いとなります。また、海外でカードを利用する場合は、第23条を適用いたします。 （1）リボルビング払い ～以下省略～ 定額コース 本コースに変更された会員は、締切日残高にかかわらず、月々の支払金が下表のとおりとなります。 「定額コース」のうち、月払額5,000円コースについては、リボ・分割・ボーナス一括払いご利用可能枠は30万円まで、月払額10,000円コースについては、同様に70万円まで、月払額15,000円コースについては、同様に110万円まで、月払額20,000円コースについては、同様に150万円まで、月払額25,000円コースについては、同様に190万円まで、月払額30,000円コースについては、同様に230万円まで、月払額35,000円コースについては、同様に270万円までとなります。なお、手数料が所定の支払金を上回る場合には、当該手数料全額をお支払いいただきます。また、締切日残高により、支払金が所定の支払金を下回る場合には、当該支払金全額をお支払いいただきます。	第7条（カード利用代金等のお支払い） 〔2〕会員にはご利用の都度、以下のリボルビング払い、分割払い、1回払い、2回払い、またはボーナス一括払いのいずれかをご指定いただきます。ただし、一部の加盟店では本条の支払方法・取扱期間が一部制限される場合があります。なお、お支払方法のご指定がない場合には1回払いとなります。また、海外でカードを利用する場合は、第23条を適用いたします。 （1）リボルビング払い ～以下省略～ 定額コース 本コースに変更された会員は、締切日残高にかかわらず、月々の支払金が下表のとおりとなります。 「定額コース」のうち、月払額5,000円コースについては、リボ・分割・ボーナス一括払いご利用可能枠は30万円まで、月払額10,000円コースについては、同様に70万円まで、月払額15,000円コースについては、同様に110万円まで、月払額20,000円コースについては、同様に150万円まで、月払額25,000円コースについては、同様に190万円まで、月払額30,000円コースについては、同様に230万円まで、月払額35,000円コースについては、同様に270万円までとなります。<u>ただし、お支払残高によっては選択できないコースがございます。</u>なお、手数料が所定の支払金を上回る場合には、当該手数料全額をお支払いいただきます。また、締切日残高により、支払金が所定の支払金を下回る場合には、当該支払金全額をお支払いいただきます。
第12条（支払額の充当方法） 〔2〕会員が本規約およびこれに付帯する契約に基づき当社に対して支払うべき金額を超えて支払った場合は、当社は期限未到来の債務に次回以降の約定払いに充当する、または会員に対して返金する等、当社が適当と認める順序・方法で返金手続きできるものとします。	第12条（支払額の充当方法） 〔2〕会員が本規約およびこれに付帯する契約に基づき当社に対して支払うべき金額を超えて支払った場合<u>（第7条〔2〕①の増額払いを除く）</u>は、当社は期限未到来の債務に次回以降の約定払いに充当する、または会員に対して返金する等、当社が適当と認める順序・方法で返金手続きできるものとします。

改定前	改定後
第22条（会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等） [1]当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなくカードのご利用停止、ご利用可能枠の変更、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。なお、会員資格を喪失した場合、当社が会員に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。 （1）～（12）省略 （13）会員が日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する国・地域等との直接・間接的な取引を行っている当社が判断したとき。 （14）その他当社が会員として不適格と判断したとき。 [2]会員の都合で退会する場合には、当社に所定の届け出とともにカードを返却していただきます。この場合、当社への債務の全額を完済した時をもって退会となります。	第22条（会員資格の喪失、退会およびカードの利用停止等） [1]当社は、会員が次のいずれかに該当した場合には、会員に通知することなくカードのご利用停止、ご利用可能枠の変更、会員資格の喪失等の措置をとることがあります。それらの場合に当社が会員に対しカードの返却、一時預かりを求めたときは、会員はこれに応じていただきます。なお、会員資格を喪失した場合、当社が会員に対して、残債務の一括返済を求めたときは、これに応じていただきます。 （1）～（12）省略 （13）会員および実質的支配者が日本政府または外国政府が経済制裁の対象として指定する国・地域等との直接・間接的な取引を行っている当社が判断したとき。 （14）その他当社が会員として不適格と判断したとき。 [2]会員の都合で退会する場合には、当社に所定の届け出とともにカードを返却していただきます。この場合、当社への債務の全額を完済した時をもって退会となります。

■ 「エポス オーナーNet利用規約」 新旧対照表（2024年10月1日改訂）

改訂前	改訂後
第9条（本サービス利用に関する特則） 当社が発行するクレジットカードのうちVISA機能を有するものを保有する会員については、パスワードがビザ・インターナショナルが推奨するセキュリティ機能である「Visa Secure」のパスワードとして利用されることに同意するものとします。	第9条（<u>本人認証サービス</u>） <u>「1 利用者のうちVisa機能を有するカードを保有する会員はVisaが提供する「Visa Secure（旧Visa認証サービス）」による本人認証サービスを自動的に利用するものとします。</u> <u>「2 利用者は、本人認証サービスに対応したオンライン加盟店においては、エポスオーナーNetパスワードまたは当社が発行するワンタイムパスワードを入力する方法等の当社が指定する認証方法により、ショッピングサービスを利用できるものとします。</u>